

## ひきこもり当事者・家族に対する実態調査事業業務委託 仕様書

### 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 ひきこもり当事者・家族に対する実態調査事業業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年1月31日まで
- (3) 委託内容 下記業務内容のとおり

### 2 事業目的

本事業は、ひきこもり支援について、令和3年度に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、全国調査で約2万人と推計される、県内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握し、それに応じた施策を構築することを目的に実施する。

### 3 業務内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を行う。

#### ① 各種調査にかかる分析

国の既存調査（「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度時点）」）を活用し、必要に応じて三重県、民間団体等が行った調査も活用しつつ、量的観点から、推計、分析を行う。

#### ② ひきこもり当事者、家族、支援機関等へのアンケート調査

ひきこもり支援推進計画への反映を前提に、ひきこもり当事者やその家族、及び支援機関に対し、実態及び支援ニーズを調査する。調査内容、方法については、適切な内容となるよう受託者において設計し、委託者と協議し決定する。

なお、現在における想定は、次のとおり。

##### (ア) ひきこもり状態にある方やその家族へのアンケート調査

アンケートを作成し、インターネットを利用したアンケートフォーム（URL、二次元バーコード）により公開する方法により実施する。

インターネットによるアンケートができない本人および家族については、受託先がアンケート用紙を返信用封筒も含めて支援機関に送付し、受託先に返送してもらい、受託先がアンケートフォームに入力する。

既に支援機関を利用している当事者等については、協力者に対し配布するチラシを作成し、支援機関から当事者や家族に周知・協力を依頼する。

アンケートの回収については、290件を目指すこととし、チラシ作成の他、アンケート実施の周知、より多くの回答を得るための方法を検討する。

##### (イ) 相談支援機関（約315機関）へのアンケート調査

県内で開設されている相談支援機関に対し、上記（ア）を基本とした調査を行う。

③ ②を踏まえた個別ヒアリングによる実態調査

②のアンケート調査にお答えいただいた方のうち、同意が得られた支援機関10機関程度、当事者・家族等10名程度に対し、個別ヒアリングを行う。

④ ひきこもり支援計画策定に向けての助言、考察を整理した報告書の作成

①から③について、集計・概要のとりまとめを行い、ひきこもり状態にある方・ご家族の視点に立ったひきこもり支援において必要な施策および相談支援機関の連携について、考察を整理し、報告書を作成する。

#### 4 対象経費等

対象経費及び主な業務における所要時間については次のとおり見込む。

① 対象経費

職員給与、旅費、報償費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料、謝金（ただし、アンケート協力者への旅費等として）、消耗品費等とし、備品の購入については対象外とする。

② 所要時間

委託者、受託者において、必要に応じて協議等を実施する。協議の実施形態についてはメール、Web会議等内容に応じて適切な手段で行うこととし、次の協議等を見込む。

(ア) 調査の内容、進捗状況、集計結果、分析、報告書作成にかかる協議

月1回程度、進捗状況にかかる協議を実施する。調査内容や調査回答状況により、必要に応じて協議を実施する。

(イ) 計画策定に向けた検討会議、推進委員会にかかる提供資料打ち合わせ

検討会議等で使用する資料等打ち合わせを5回程度実施。

(ウ) ヒアリング調査

20ケースについて、1ケースあたり移動時間を含め、半日程度を想定し、10日程度実施。

#### 5 業務委託に伴う確認・留意事項

(1) 本事業については、ヒアリングを実施することとしているが「ひきこもり状態にある当事者やその家族」や「支援機関」を対象とすることから、ひきこもりに対して理解があり、当事者支援に十分な実績がある者を担当として配置することとし、内容、実施場所等についても十分配慮すること。

(2) アンケート調査について、当事者の方々から多くの回答を得ることを目指すため、チラシ等も含め、さまざまな情報発信の工夫をすること。

(3) ヒアリングの対象者や内容について、対象者の属性等を勘案し、委託者と協議のうえ決定することとし、その実施において協力者への連絡等において、委託者は協力する。

(4) 当該業務は、生活困窮者就労準備支援事業補助金交付要綱に基づき実施するものであり、当該業務執行について、事業記録及び経費の支出に伴う関係書類は、当該年度を含め6年間適正に保存するとともに、委託者が閲覧・提出を求めた時は、速やかに対応すること。

## 6 個人情報取扱い

業務上知り得た個人情報は、個人情報保護に係る法令、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な措置を講ずるものとし、事業終了後も同様とする。

なお、受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分注意すること。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に通報すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

受託者が上記(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 8 その他

- ・業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- ・契約締結後、速やかに委託者と協議のうえ、業務工程表を作成し、提出するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と協議して実施するものとする。

## 別記

### 「個人情報の取扱いに関する特記事項」

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その

事務に関して知ることができた個人情報に他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）第 66 条第 2 項及び第 67 条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第 9 条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第 10 条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第 2 項から第 6 項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して

必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。